

「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定の一部改正について
(2025年6月1日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改 正	現 行
第1条（規定の趣旨） ～ （省略） 第2条 （本サービスの選定銘柄） 第3条（申込方法） お客様は当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当会に提出し、当会が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。 3 本サービスの契約は、1 指定銘柄につき1 契約に限るものとします。 ただし、<u>「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第2条の2に定める特定銘柄</u>に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において1 契約、それ以外の契約において1 契約の最大2 契約に限るものとします。 第4条（振替額の引落とし） ～ （省略） 第12条 （その他） (以下省略)	第1条（規定の趣旨） ～ （省略） 第2条 （本サービスの選定銘柄） 第3条（申込方法） お客様は当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当会に提出し、当会が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。 3 本サービスの契約は、1 指定銘柄につき1 契約に限るものとします。 ただし、<u>「農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね」</u>に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において1 契約、それ以外の契約において1 契約の最大2 契約に限るものとします。 第4条（振替額の引落とし） ～ （省略） 第12条 （その他） (以下省略)